

まつぶし 農委だより

令和4年版

【発行】

令和4年3月1日

【編集】



松伏町農業委員会

北葛飾郡松伏町大字松伏2424

048-991-1853(直通)



(左から 石川恒男さん、裕典さん、智子さん)

表紙の紹介

石川裕典さんとお両親

石川裕典さんは父恒男さんから農業経営を引継ぎ松伏地区でねぎやブロッコリーなど露地野菜を中心に野菜を生産する松伏町認定農業者です。

ねぎは1年通し7種類ほどの品種を栽培しています。作物の連作障害を避けるため緑肥作物を植え、圃場にすぎ込むなどし土壌改良を行い、肥沃(ひよく)な土づくりもしています。

また、石川裕典さんは、農業に関する法律や規則、モラルを守り、食品衛生、労働安全、環境保全に配慮した持続的な農業経営をしているということで埼玉県「S-GAP」の実践農場としても評価されています。

目次

会長あいさつ、農業委員の職務・紹介	2
農地利用最適化推進委員の職務・紹介ほか	3
農地の売買、贈与、賃借、利用権の設定について	4
農地の転用について	5
農地中間管理事業、農業者年金について	6
JAさいかつ管内標準的農作業料金	7
全国農業新聞・松伏町賃借料情報、編集後記ほか	8

農業委員会会長あいさつ



松伏町農業委員会
会長 山崎 久俊

春の来ない冬はありません春は必ず来ます。新型コロナウイルス感染症も名を変え2年が過ぎました。国では専門家の意見を聞きながら色々施策・対策を講じておりますので効果がでて早く終息してくれることを願っております。

私ごとではありますが、20数年前より自分への褒美と妻への感謝の意をこめて夫婦で海外旅行に地域の先輩をリーダーとして20名程度で行っておりました。最近、新型コロナウイルス感染症が蔓延したため行けない状況です。

ここで2017年に行ったインドの首都ニューデリーの農業事情を紹介したいと思います。ニューデリーの年間降水量は800ml程度で最低気温は1月が8度から21度、最高は5月で28度から40度です。ガンジス川やインダス川の大河がありますが小川が少なく地下水を利用した井戸で対応していました。このため限られた農作物しか作付け出来ないとのことでした。

日本は、四季が有り春は桜、夏は海、秋は紅葉、冬は雪と季節が変わり旬の農作物や海産物を季節折々に堪能することができます。

松伏町の農地は少ないかもしれませんが豊かな河川、整理された肥沃な農地があります。この農地を利用し町内の農家の方々が創意工夫し、手塩にかけ栽培された旬の農作物を消費者にご提供しております。

今後も国県の指導の下、町の農業の発展のため限られた農地を守って行きたいと考えています。

農業委員の職務

農業委員会法の規定により、農地がある市町村に農業委員会を置くこととなっています。

この農業委員会を組織する委員として農業委員が位置付けされており、町長が議会の同意を得て3年の任期で任命します。

主な活動内容は、農地法等法令に定められた許認可業務、農業担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者参入促進などのほか農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成又は変更、公表などです。また、農業委員は、総務協議会（法人化、農業経営の合理化、農業者への情報提供など）と農地協議会（農地の利用の確保、利用集積、効率的な利用の促進など）に分かれ活動をしています。

農業委員を紹介します【任期：令和4年4月6日まで】

総務協議会

役職	氏名	地区
会長	山崎 久俊	上赤岩
総務委員長	山崎 薫	下赤岩
総務副委員長	岡野 正幸	金杉
委員	三保田 操夫	松伏
委員	今井 一忠	築比地
委員	鈴木 洋子	大川戸
委員	山崎 秀夫	大川戸

農地協議会

役職	氏名	地区
会長代理	高橋 實	魚沼
農地委員長	山崎 正義	築比地
農地副委員長	須賀 喜佐子	上赤岩
委員	藤江 健広	大川戸
委員	八木 大輔	松伏
委員	石塚 要	松伏
委員	岡田 嘉男	田島

農地利用最適化推進委員の職務

農地利用最適化推進委員は、農業委員会から委嘱され、農業委員会が定めた担当区域において、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従い、埼玉県農地中間管理機構と連携を図り、担い手への農地の集積、農地集約、遊休農地などの最適化の推進のための活動をしています。

農地利用最適化推進委員を紹介します【任期：令和4年4月6日まで】

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
内藤玉江	松伏	三反崎善隆	上赤岩	永野浩司	下赤岩
砂川進	田島	横川朝治	大川戸	小島雄一	築比地・金杉
滑川浩	魚沼				

農地の適正管理と不法投棄について

荒れている農地は、火災やごみの不法投棄、病虫害の発生、野生動物の住処などの原因となり、近隣住民や隣接農地に悪影響を及ぼします。農地所有者は、定期的に草刈りをするなど、農地を適正に管理していただくようお願いします。

また、不法投棄を発見した場合は、埼玉県で産業廃棄物に関する不法投棄の通報制度を開設しています。フリーダイヤルで24時間通報を受付しています。

産業廃棄物の不法投棄を見つけた方は最寄りの警察又は不法投棄110番：0120-530-384にご連絡をお願いします。

一般家庭から排出される生ゴミなどの一般廃棄物の不法投棄は町環境経済課：048-991-1839までご連絡ください。



もみ殻、稲わらなどの野焼きについて

野焼き（野外焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」により原則禁止されています。

ただし、例外規定として農業を営むためやむを得ない焼却は認められています。この例外規定に該当する場合であっても、近隣からの苦情、煙による交通の妨げなど、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。

農業上やむを得ない野焼きをする場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに注意し、必ず火元から離れずに作業をお願いします。

相続などにより農地を取得した場合には届出が必要です

農地を相続又は時効取得などにより取得した場合には、農地法により、当該農地がある市町村の農業委員会に届出が必要です。

届出の期間は、農地の権利を取得した日を知った日から概ね10か月以内となっています。

なお、この届出により、権利取得の効果が発生するものではありませんのでご注意ください。

農地の売買、贈与、賃借について

農地を農地として売買、贈与、賃借をする場合は、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けずに農地の売買契約を締結し、対価を支払ってもその効力は生じませんのでご注意ください。

許可要件

全部効率利用要件

許可申請を行う農地を含め、所有している農地と借りている農地すべてを効率的に耕作すること。

農作業常時従事要件

申請者とその世帯員の合計農作業従事日数が年間150日以上であること。

地域との調和要件

周辺農地の利用に支障が生じないこと。

下限面積要件

許可申請を行う農地とすでに耕作している農地の合計面積が5,000㎡以上であること。

農地所有適格化法人（法人の場合）

農地所有適格化法人の要件を満たしていること。

許可（不許可）書の交付の流れ

①事前相談

申請内容について、農業委員会事務局にご相談ください。



②申請受付

申請は、毎月10日から13日（土・日曜日、祝日役場閉庁日は除く）に必要書類をそろえて農業委員会に提出してください。



③審査・審議

担当農業委員が申請書類の審査と現地調査を行い、毎月25日（土・日曜日、祝日等の場合は、原則翌開庁日）の農業委員会総会に諮り審議します。



④許可書（不許可書）交付

農業委員会総会において許可・不許可の意思決定を行ない、その結果を後日許可書（不許可書）により交付します。

利用権（賃借権）設定について

「農地を貸したい」という農地所有者と「農業経営の規模拡大」を図りたいという担い手との間で、利用権（農地の賃借権）の設定をおこなうことで、安心して農地の貸し借りができる制度です。

契約期間が満了すれば、自動的に所有者に農地が返ってきます。また、貸し手、借り手の合意により途中解約も可能です。農業を新たに始めるという方も申請できます。農地法の許可は不要です。賃借期間は、3年、6年、10年が基本となっています。

申請方法は、貸し手と借り手で話し合い、賃借期間や賃料（物納又は金額）の有無を取り決めします。その内容を「農用地利用権設定等申出書」に記載し、農業委員会事務局へ提出してください。契約期間が満了になる前に町から契約の更新のご案内を送付します。詳細については農業委員会にお問い合わせください。

農地の転用について

農地を耕作の目的以外に供する（例えば宅地や駐車場、資材置場などにする）場合を農地の転用といいます。

この農地の転用は、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域により申請の仕方が異なります。農地法第4条又は第5条の規定により、市街化調整区域の場合は、埼玉県又は農林水産大臣の許可が必要となります。市街化区域の場合は、農業委員会に届出が必要です。

また、農地を無断転用すると、農地法違反となり厳しい罰則が適用される場合があります。農地転用をお考えの方は、農業委員会までご相談ください。

市街化区域の農地転用について

農地法第4条又は第5条の届出書と必要書類を農業委員会に提出してください。農業委員会の審査を経て受理書が交付されます。

市街化調整区域の農地転用について

①事前相談

申請をすればすべて許可されるわけではありません。農地法では、優良な農地を保全するため、申請地の周辺の状況並びに申請内容により許可できるものが決められています。事前に農業委員会にご相談ください。

②申請受付

申請は、毎月10日から13日（土・日曜日、祝日役場閉庁日は除く）に必要な書類をそろえて農業委員会に提出してください。

③審査・審議

担当農業委員が申請書類の審査と現地調査を行い、毎月25日（土・日曜日、祝日等の場合は、原則翌開庁日）の農業委員会総会に諮り審議します。

④進達

農業委員会で審議した結果を意見書に付して、埼玉県へ申請書一式進達します。

⑤審査

埼玉県において進達された申請書類を審査し許可（不許可）の決定を行ないます。

⑥指令書交付

埼玉県において指令書が作成され許可書（不許可書）が農業委員会に交付されます。

⑦許可書（不許可書）交付

農業委員会より、申請人（代理人）に許可書等の交付をします。

※申請から許可書の交付まで約1か月から2か月かかります。

農地中間管理事業について

将来に備えて農地中間管理事業を活用しようと思う方ぜひご相談ください。

農地中間管理事業は、出し手(農地所有者)から埼玉県農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が借り受けた農地を、受け手(耕作者)に貸し付け(転貸)を行う仕組みで、全国的に行われています。

この制度は、農地中間管理機構が間に入ることで、出し手側と受け手側に次のメリットがあります。

<出し手側>

- ①契約に基づいた地代が確実に入る。
- ②相続があっても契約が引き継がれるので次の世代が困らない。
- ③所有する全ての農地(10a未満の自作地を残した全農地)を新たに貸付(農地中間管理権設定)、かつ、その当該貸付期間が10年以上である農地の固定資産税課税標準額が3年間又は5年間軽減されます。

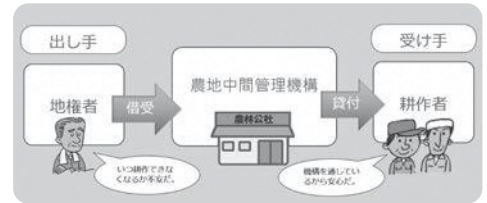
<受け手側>

- ①農地集約がしやすくなり、コスト削減ができる。
- ②地代はまとめて機構に振り込むだけで済み、従来は出し手ごとに行っていた煩雑な支払い手続きから解放されるなど。

地域によっては、当面は農地中間管理機構を通じて自分の所有農地を自ら借受けて耕作し、耕作できなくなった時点で、あらかじめ地域の話し合いで決めておいた担い手に転貸するといった保険的な利用をするところも出てきています。

令和3年12月1日までの累計で、埼玉県では9,300ha、松伏町では14.4haの農地が農地中間管理機構を通じて貸し出されています。

農地の貸し借りを希望している方、もっと詳しく知りたいという方は、お問い合わせください。



問い合わせ先 松伏町環境経済課 TEL 048-991-1853 / 埼玉県農地中間管理機構春日部駐在 TEL 048-737-2134

農業者年金について

将来に備えて、農業者年金に加入しようと思う方ぜひご相談ください。



農業者年金に加入しませんか？

農業者にとっての多くのメリットがあります！

- ①少子高齢化に強い積立方式
自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます(終身年金)。
◎ 80歳前に亡くなった場合、死亡一時金が遺族に支給されます(80歳までの受取相当額)。
- ②保険料は月々2万円～6万7千円まで自由に選べ、金額はいつでも変更ができます。
35歳未満であれば1万円からでも加入可能。
- ③支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税ができます。
- ④一定の要件を満たした場合、保険料の一部について国庫補助(政策支援)を受けることができます。



～加入の要件～

国民年金第1号被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除く。

60歳未満
(国民年金の任意加入者は65歳未満(令和4年5月1日以降))

年間60日以上農業に従事

注) 加入時に別途国民年金の付加保険料の納付が必要になります。(月額400円)

農業者年金の概要はYouTubeで見られます
老後の備えに農業者はどの商品を選べばよいか
<https://www.youtube.com/watch?v=t-Kh4swtaJQ>



～お問い合わせ先～

お近くの農業委員会または、JAにお問い合わせください。
また、(一社)埼玉県農業会議にも専門相談員を設置しています。保険料の試算や、戸別訪問による説明も随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

<(一社)埼玉県農業会議 農業者年金担当>

電話: 048-829-3481

※土日・祝日、年末年始を除く、8時30分から17時まで

令和4年 JAさいかつ管内標準的農作業料金

単位:10a/円

作業の種類		作業料金 (消費税10%)	摘 要
水田耕起・代かき	一番耕起 (ロータリー)	6,300	
	二番耕起 (ロータリー)	5,300	
	三番耕起 (ロータリー)	4,700	
	代かき (3回耕起済)	8,400	
	代かき (2回耕起済)	9,500	
	代かき (1回耕起済)	12,100	
	代かき (未耕起)	19,000	
畑耕起	ロータリー耕起	10,500	ハウス内については、10%増
	深耕ロータリー耕起	30,500	
	プラソイラー (10a)	6,300	
育苗・田植	種子温湯消毒 (kg当り)	110	4kg1袋・持込引取本人
	育苗 (10a・18箱)	20,000	種子代別料金 (実費) ・当事者間協議
	育苗 (1箱)	1,200	
	田植	9,500	
管 理	施肥 (元肥)	2,200	40kg以内・20kgごとに200円増
	施肥 (追肥)	2,000	1回当り料金
	施肥 (珪カル)	2,200	100kg以内・20kg増すごとに200円
	防除 (粒・粉・液1回分)	2,000	1回当り料金
	畦畔雑草刈り (1回分)	2,200	周囲全刈・但しカヤ・ヨシは20%増
	畦畔つけ (1m当)	64	片側つけ (動力)
	草刈り (1㎡当)	43	草丈50cm未満・但し以上は50%増
	中間管理手作業	2,200	時間当たり
	箱施用防除	1,070	農薬は、委託者持ち
	除草剤(畦畔・本田・1回)	1,680	農薬は、委託者持ち
	再生稻刈り	5,300	
	機械による掘ざらい・仕上げ作業	220/m 120/m	用水、排水兼用は220円/m 全て1m当たり
	収穫調整	刈取脱穀	22,100
刈取脱穀 (コシヒカリ・もち米)		23,100	収穫後の粃、玄米運搬料は各々2,000円加算
刈取脱穀 (倒伏一方刈)		31,600	
乾燥調整		21,000	乾燥もみすり調整
乾燥調整 (コシヒカリ)		22,100	
一貫作業	育苗と田植	27,800	種子代別料金 (実費)
	収穫・乾燥 (うるち)	42,000	倒伏の場合は、その状況により
	収穫・乾燥 (コシヒカリ)	44,100	10%以上徴収する
	収穫・乾燥 (もち)	46,200	倒伏の場合は、その状況により20%以上徴収する
	収穫・乾燥 (麦)	31,500	
管理	休耕田・畑維持管理	実 費	上記の料金に準じ、作業内容により当事者間協議する。

備考

- この料金は標準的な目安として定めた事項であり、特別に措置を要する事項が発生した際は、当事者間協議の上、決定する。
- 利用料金の消費税は内税とする。
- 耕起・整地・田植・収穫・調整・作業の5a未満は5a料金とする。
- 未整理地区及び作業困難な場所の作業料金は上記料金の10%以上徴収する。
- 調整・刈取脱穀・調整米麦の配達運賃は別料金とする。
- 悪条件(荒地・ブル跡地等)の場合は、倍額を限度とし当事者間で協議する。
- 持込による色彩選別機、利用料金は1袋(30kg)500円~とする。
- この作業料金は、令和4年1月1日より適用とする。



全国農業新聞の購読について

農業を取り巻く様々な情報や、これからの農業経営についての新しい知識を分かりやすく皆さんにお伝えする情報紙です。

**お申し込みは、
町農業委員会事務局までお願いします。**

発行日 毎週1回（金曜日）
発行先 全国農業会議所
購読料 1か月700円

松伏ふれあい直売所

松伏ふれあい直売所は「マッパーちゃん」という名前で親しまれており、2022年6月で7年目を迎えようとしています。

米処である松伏のコシヒカリや彩のきずななどのお米をはじめ、春夏はトマト・レタス・キュウリ・とうもろこし、秋冬はネギ・大根・ブロッコリー・白菜等の地場産新鮮野菜が店頭並び、手作りの漬物、管内商店の甘酒、お豆腐、おこわ、焼き立てパンなどの加工品や、季節の苗も取り扱っています。直売所ならではの新鮮な野菜を求めて、月平均2,800名程(令和3年4月～12月)のお客様にご利用いただいております。

去年はイベントなどの感染対策に気を配りながらも、従来通りの開催とはいきませんでした。イベントなどを開催いたしました。6月下旬から開催した「とうもろこしウィーク」では、県外からのお客様や、連日足を運んでくださるお客様もおり大変好評を頂きました。

未だにコロナウイルス終息の兆しは見えませんが、感染対策に気を配りながら直売所が盛り上がる取り組みや催しを通じ、地域の皆様との交流を図っていききたいと思います。

直売所では生産者を募集しています。野菜を地域で販売してみたい方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 松伏ふれあい直売所 TEL 048-993-0051



松伏町賃借料情報

松伏町における賃借料水準の情報を提供します。

10aあたり

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参考
田	6,189円	11,900円	3,967円	366件	・物(米)納は82%[うち30kgが96.1%、60kgが3.6%] ・金納は19%[うち8,000円が39%、その他が61%]
畑	8,500円	10,000円	7,000円	7件	・物納はなし ・金納が100%[うち10,000円が43%、その他が57%]

※取引実例(令和2年1月から令和2年12月までに設定された賃借料水準)の情報であり、賃借料を決定するものではありません。

※賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。

(米30kg:5,950円、令和2年産 最多取引米:JA米コシヒカリ)

編集後記

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で農業収穫祭をはじめ各種イベントが中止になり農業者と消費者との交流が減りました。

また、飲食店などが営業時間短縮などで米の需要が減り余剰米が増え米の売り渡し価格が安く、野菜においても町で収穫している白菜や大根などが安くなった反面、肥料をはじめ農業資材が値上がりし農家の経営状況は大変な年であったと思います。

しかしながら、農家のみなさんは、この先、新型コロナウイルス感染症の終息を願いつつ農地を耕作し頑張っています。

総務委員長 山崎 薫